

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

釧路市立新陽小学校 令和6年（2024年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消については学校いじめ対策組織により協議・判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

新陽小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発の防止に努める。

新陽小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

「いじめ対策委員会」

校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、当該学級担任、養護教諭、市教委指導主事、市教委スクールカウンセラー、市教委スクールソーシャルワーカー、その他管理職から指名された者で構成する。

※いじめ対策委員会では、把握した情報をもとに対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの解決にあたる。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

「新陽小学校いじめ未然防止プログラム」

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な実態調査を年2回(6月・11月)実施する。

Q-Uやアセスによる集団分析を年2回(5月・10月)行い、いじめ問題等につながる人間関係や学校生活等での悩みを理解し、早期に対応する。

いじめ調査・Q-U・アセス実施後、担任との個人面談を実施する。

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

児童が自己肯定感を高める教育活動を充実させ、児童会主体となった「なかよしの木」作成など、絆づくりの活動を実施します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先 51-5211 (学校代表電話)

相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
釧路市教育委員会 教育相談電話 (電話)	0154-23-5189	月~金 8:50~17:20
	(メール)	kyo-kyouikushien@city.kushiro.lg.jp
釧路市いじめカットライン (電話)	0120-783-228	月~金 8:50~17:20
釧路教育局教育相談電話 (電話)	0154-43-1475	
子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
	(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター